

会 員 各 位

熊本市歯科医師会

会長 宮 本 格 尚

(地域学校歯科保健委員会扱い)

学校歯科健診における「歯列・咬合」の判定について

時下、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

児童生徒やその保護者が、学校歯科健診結果を得て、歯科医院に相談・治療のため受診すると思われます。

学校歯科健診内容の「歯列・咬合」の判定基準については、平成7年の学校保健法改正により導入され、平成27年度版『学校歯科医の活動指針』及び、令和3年度版において、現在の取り扱いに変更されています。その内容は、下記に示しますが、「歯列・咬合」で【2】と判定された場合、該当する児童生徒の保護者・児童生徒が、その相談として受診することが勧められています。その際、学校歯科医はもちろんのこと、学校歯科医でない歯科医院を受診した場合、その歯科医師が「歯列・咬合」の判定基準をよく理解しておき、適切な対応をする必要があります。

そこで今回、日本学校歯科医会に協力をお願いし、非会員の先生方への周知を目的に、本会会員の先生方への情報提供を行うこととなりました。

詳しい内容は、本会ホームページに掲載しておりますので、是非ご一読いただき、学校歯科健診後の適切な対応の参考にしてください。

「歯列・咬合」判定基準

0：異常なし

1：定期的観察が必要

2：専門医（歯科医師）による診断が必要

→その対応として、学校から児童・生徒への発達段階に応じた個別指導・健康相談へとつなげることを重視する

本会ホームページ掲載内容

(日本学校歯科医会会員の先生は、日学 HP の会員専用ページにあります)

日本学校歯科医会会誌132号特集「歯列・咬合」(令和4年9月30日発行)

①歯列・咬合判定「2」の経緯

②歯列・咬合「0・1・2」判定の解説

なお、今回日本学校歯科医会にご協力いただき、本会会員の先生への理解になればということで、会誌の掲載許可を頂きました。学校歯科医の先生のみならず、学校歯科医でない先生方も、是非、日本学校歯科医会への入会をご検討ください。

詳しくは熊本市歯科医師会事務局または、熊本県歯科医師会事務局まで。